

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年4月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 SUPER CENTER PLANT-5 刈羽店  
所在地 刈羽郡刈羽村大字刈羽字大谷地3889番地外  
設置者 大栄管理株式会社
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 駐輪場の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
  - (2) 荷さばき施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
  - (3) 廃棄物等保管施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日  
平成24年12月11日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）
- 4 変更の理由  
自転車による来店客の利便性を高めるとともに、荷さばき施設及び廃棄物等保管施設の位置の変更により作業効率を高めて来客者へのサービス向上を図るため。
- 5 届出年月日  
平成24年4月10日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、刈羽村産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成24年4月24日から平成24年8月24日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp